（前のページより続き）

○肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（同三九九）　一七〇
○肥料取締法施行規則第一条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料を定める件の一部を改正する件（同四〇〇）　一七二
○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（同四〇一）　一七三
○肥料取締法第十七条第一項第三号の規定に基づき、肥料取締法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件（同四〇二）　一七三
○商業動態統計調査規則第六条第一項の規定に基づく商業動態調査票の様式を定める件（経済産業三三）　一七三
○商業動態統計調査規則の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件を廃止する件（同三四）　一七三
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件（同三五）　一七三
○高速自動車国道に関する件（国土交通二〇三～二〇六）　一七四
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（環境二一）　一七四
○道路に関する件（東北地方整備局二八～三二）　一七四
○都市計画に関する件（関東地方整備局八〇～八八）　一七五
○道路に関する件（北陸地方整備局一七～二〇）　一七五
○道路に関する件（中部地方整備局三五）　一七五
○道路に関する件（近畿地方整備局二三）　一七五
○道路に関する件（九州地方整備局一三～一七）　一七六
○都市計画に関する件（同一八）　一七六
○道路に関する件（北海道開発局二〇～二五）　一七六

〔官庁報告〕

官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一七六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一七七
北海道開発局公示（北海道開発局）　一七七

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和元年度令和元年十二月分）（財務省）　一七七

〔公　告〕

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　二〇〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇五
特殊法人等
社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二〇一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二〇二
会社その他
会社決算公告　二〇三

府　令

○内閣府令第七号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船舶船員課の所掌事務） **第八十五条**　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。 （海事振興調整官、海事保安・事故対策調整官、運航労務監理官、海事技術専門官、海技試験官、首席外国船舶監督官及び外国船舶監督官の職務に属するものを除く。） ［一～三　略］ 四　タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶船等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること。 ［五～十一　略］ （外国船舶監督官及び首席外国船舶監督官の職務） **第九十一条**　外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一　［略］ 二　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するもの並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行に関すること。 2　［略］	（船舶船員課の所掌事務） **第八十五条**　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。 （海事振興調整官、海事保安・事故対策調整官、運航労務監理官、海事技術専門官、海技試験官、首席外国船舶監督官及び外国船舶監督官の職務に属するものを除く。） ［一～三　同上］ 四　タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶船油濁損害賠償等保障契約に関すること。 ［五～十一　同上］ （外国船舶監督官及び首席外国船舶監督官の職務） **第九十一条**　外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一　［同上］ 二　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するもの並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶船油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行に関すること。 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。